済生会奈良病院　認知症ケアサポート・身体拘束最小化委員会　規定

（名称）

第1条　この委員会は、済生会奈良病院の認知症ケアサポート・身体拘束最小化委員会（以下「委員会」）という

（目的）

第2条　基本的に認知症高齢者日常生活自立度評価がⅢ以上で、介入が必要と判断される患者に対して、患者の状態と認知症ケアの実施状況の把握をし、適切な対応とケアの助言を行う。また、やむを得ず身体拘束をした場合に対して、三要件の確認および見直しを毎日行い、解除または拘束時間の短縮を目的に組織的に、統括管理するために認知症ケアサポート・身体拘束最小化委員会を設置する

第3条　委員会は、次に揚げる委員をもって構成する

１）診療部門：認知症治療を行う診療科の医師１名

２）薬剤部門：薬剤部長１名

３）リハビリテーション部：リハビリテーション理学療法士１名

４）看護部門:看護師１名(認知症ケアサポートチームには老人看護専門看護師１名)

５）総合支援部門：社会福祉士１名

（運営）

第4条　認知症ケアサポートチーム・身体拘束最小化チームとして、3ヶ月毎（1月、4月、7月、10月）の第4水曜日14時から委員会を開催する

（審議事項）

第5条　委員会は、次に揚げる事項について協議する

１）認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上で介入が必要な入院患者への介入実施状況について

２）身体拘束の実施及び解除状況について

３）その他認知症ケアサポートに関する必要な事項

（委員長及び副委員長）

第6条　１）委員長は、病院院長が任命する

２）委員会の委員長は、委員会を招集し、その議長となる

３）副委員長は、委員のうち委員長が指名する

４）副委員長は、委員長を補佐し、委員長不在時はその職務を代行する

（任期）

第7条　委員の任期は、退職や移動などの事情がない限り、在職中を任期とする
但し委員長や副委員長の任期は2年とし再任を妨げない

（委員以外の者の出席）

第8条　委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を臨時に出席させる事ができる

2024年6月22日　認知症ケアサポート委員会

2026年10月29日改訂　認知症ケアサポート・身体拘束最小化委員会

この規定は2026年11月1日から遂行する